

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月28日（火）13:56～14:30

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	2番	西江	正
	3番	知念	正和
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	7番	大城	貴子
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

## 令和2年第4回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第4回伊江村農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中全員出席しています。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名、全員出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。委員に9番玉城委員。1番知念委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の決定を求めます。敬称略します。No.1 申請人 譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が7,117 m<sup>2</sup>。申請地が●と●。登記地目共に登記地目 畑。現況地目、畑で面積が合計195 m<sup>2</sup>。所有権移転 売買になります。坪単価が2,000円。場所は地図を付けていますが、●の道向かいになります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。経営面積が7,571 m<sup>2</sup>。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑。合計面積が1,262 m<sup>2</sup>。此方も所有権の移転で、此方は贈与になります。此方の場所も●の隣の敷地になります。

No.3 譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が53,352 m<sup>2</sup>。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑で、621 m<sup>2</sup>。所有権移転で売買。坪単価が3,000円になります。以上です。宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3番 異議なし。

議長 これでは質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の決定を求めます。No.1、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑で、面積が618㎡。転用目的が●。所有権移転で売買。坪単価が12,000円。場所が●になります。

次にNo.2、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。●が登記地目 宅地。現況地目 畑。●が登記地目 畑。現況地目 畑。2筆合計面積が636㎡。此方も所有権の移転の売買で坪単価12,000になります。場所は●の後ろ側、●から中に入った所の敷地になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 再開いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

局長 すいません。

議長 はい。

局長 説明したところで訂正がありますので、読み上げて説明致します。先ずNo.1、●の所ですね。工事計画のところ「令和2年の6月から令和2年の12月まで」。農地区分の方が「第3種農地」です。許可に係る農地の該当区分としては運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)該当事項の判断理由として「申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている」ということです。

次に「検討事項」の「1、転用の区分と転用目的」が「適当」。次に2の「資力及び信用」も「適当」。3の「転用行為の妨げとなる権利を有する者

の同意の有無」が「なし」。4の「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」が「確実」。で5番6番とばして7番「計画面積の妥当性」は、一般住宅は500㎡までというのがありますけど、住宅作って駐車場、残りは家庭菜園にするということで計画配置図の方も付けてきていますので、この面積で申請したいと思います。が「適当」。8番とばして9番「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」が「なし」。

次に「意見決定の理由」としましては「当該申請地は●集落内に位置し、本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で行動に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については許可相当と認める」。ということで意見書を出します。そして「総合意見」として「許可相当と認められる」ということです。

次にNo.2の●さんの方ですね。●さんについても一般住宅なので面積の方が500㎡までと制限ありますけども、現場確認してですね、農地の有効利用をする。ということで転用申請上がっております。同じく住宅、あと駐車場。残りは家庭菜園に使いたい。という申請で上がっています。次に事業計画は「一般住宅の新築」。工事計画は「令和2年6月から令和2年の12月まで」。同じく農地区分の方が「第3種農地」で、に基準に定める農地の区分の該当事項が「運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)」。次に該当事項とした判断理由が「申請地は概ね300m以内に●がある集落内である」。ということで申請したいと思います。次にその下、検討事項も一緒ですね。1番、転用の区分と転用目的が「適当」。2番、資力及び信用が「適当」。3番、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無が「なし」。4番、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性が「確実」。5番、6番とばして7番、計画面積の妥当性が「適当」。8番とばして9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無が「なし」。です。意見決定の理由として「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された地域で、概300m以内に●がある集落内に位置し、転用については許可相当と認める」。ということで出していきたいと思います。そして下の方、総合意見が「許可相当と認められる」。ということで意見書を付けて県に進達したいと思います。以上です。

会長 只今、許可申請に係る意見書ということで事務局より説明がありましたが、これで質疑を終わりますが本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「工事完了報告について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第3号「工事完了報告について」。申請人●。転用許可条項が農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、●号で許可されています。転用許可地の所在、●。転用目的が●。転用面積、2,127 m<sup>2</sup>。工事期間、着工、●。完了、●。進達意見、「事業計画どおり利用されていると認められる」。ということです。以上です。宜しくお願いします。

会長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(14:16~14:29)

再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。令和2年第4回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:30

署名

会長 玉城 増生 印

9番 玉城 正芳 印

1番 知念 雄二 印